男女がともにあゆみ育てるまち一あいなんの創造一第2次愛南町男女共同参画機選計画

平成28年度進捗状況報告書



愛育町

目 次

| はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・P1 |
|-----------------------------------|
| 計画達成のための指標(数値目標)・・・・・・・・・・P2 |
| 基本目標1 男女がともに認め合う社会づくり ・・・・・・・P3 |
| 基本目標2 男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり ・・・P4 |
| 基本目標3 男女がともに安心して暮らせる社会づくり ・・・・・P9 |
| 男女共同参画を推進するためのその他の取組・・・・・・・ P10 |
| |
| 平成 28 年度 第 2 次愛南町男女共同参画推進計画 |
| 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11 |
| 進捗状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・P12 |
| 進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18 |

はじめに

近年、少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化と価値観の多様化、雇用形態の多様化など、社会を取り巻く環境が急速に変化しています。こうした変化に対応し、将来にわたって活力に富んだ持続可能な社会を形成するためには、一人ひとりの多様な生き方が尊重され、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要となります。

国においては、国際社会における取組とも連動しながら、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進してきましたが、近年の経済社会情勢の変化等に対応するため、第4次男女共同参画基本計画を策定し、平成27年12月に閣議決定されたところです。

愛南町におきましても、平成23年3月に「愛南町男女共同参画推進計画(後期計画)-あいなんパートナープラン2015-」を策定し、「男女がともにあゆみ育てるまち―あいなんの創造―」を基本理念に掲げ、様々な施策の推進に努めてまいりましたが、計画期間の満了に伴い、これまでの取組の点検・評価や、社会情勢の変化などから生じている課題等を踏まえ、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会の実現を目指すことを目的とした新たな計画「第2次愛南町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画としても位置付け、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、様々な施策に積極的に取り組んでいます。

本計画に掲げる基本理念の実現のためには、町民・事業者・団体のみなさまと行政の協働により、すべての方々が積極的に取り組んでいくことが不可欠であります。

この報告書は、平成28年度における後期計画の進捗状況を取りまとめたものです。 町民・事業者・団体のみなさま一人一人がこの報告書を通じて、男女共同参画についての関心と理解をより一層深めていただき、男女共同参画社会づくりの取組について考えていただく契機となれば幸いです。

平成29年12月愛南町長 清水 雅文

計画達成のための指標(数値目標)

| | | 第1次計 | 画策定時 | 第2次 | て計画 | 平成 27 | |
|------------------------------|--|------------------|------------|--|------------------|-----------|----|
| 施策の方向 | 評価の指標 | 平成 22 年 (基準値) | 平成27年(目標値) | 目標値) (基準値) (目標値) 50.0% 16.3% 50.0 70.0% 76.9% 80.0 5 箇所 4 箇所 5 箇 | 平成 32 年 (目標値) | 年度 現状値 | 出典 |
| 多様な学習機会の提供 | 社会全体において男女の 地位が平等になっている と思う人の割合 | 10.1% | 50.0% | 16.3% | 50.0% | 16.3% | 2 |
| 家庭生活におけ る男女共同参画 の推進 | 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである(「男は仕事、女は家庭」という考え方)に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合(※1) | 52.9% | 70.0% | 76.9% | 80.0% | 76.9% | 2 |
| 子育て・介護支 援等の充実 | 延長保育の実施箇所数 | 3箇所 | 5 箇所 | 4 箇所 | 5 箇所 | 5 箇所 | 1 |
| 農林水産業における男女共同参 | 農業委員会に占める女性 の割合 | 18.5% | ※ 2 | 18.5% | 30.0% | 18.5% | 1 |
| 画の確立 | 農家の家族経営協定締結 数 | 46 件 | 70 件 | 51 件 | 70 件 | 51 件 | 1 |
| 政策・方針決定 過程における女 性参画の推進 | 審議会等における女性委員の割合 | 29.6% | 40.0% | 30.1% | 40.0% | 30.0% | 1 |
| あらゆる暴力の 根絶 | DV防止法を知っている 人の割合 | 66.4% | 100.0% | 85.2% | 100.0% | 85.2% | 2 |
| 生涯にわたる健 康づくり | 特定健康診査の受診割合 | 38.7% | 60.0% | 37.2% | 60.0% | 38.5% | 1 |

出典:①庁内資料、②住民アンケート調査

^{※1} 第1次計画策定時のアンケートでは「反対」「どちらかといえば反対」

^{%2} 平成 27 年度までは農業委員会委員は選挙によって決定される場合があったため、目標値は設定していない。

基本目標1 男女がともに認め合う社会づくり

(1) 学びの場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会を形作る活動に参画する必要があります。

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、人権尊重を基盤に した男女平等観を形成するために、男女共同参画についての理解を深めるための 教育・学習の充実を図ることが求められます。

本町では、家庭において夫婦が共に子育てに携わる意識を啓発するために、訪問等の保健指導や、男性が家事などの家庭的負担を担うために、「男の料理教室」を各公民館で開催するなど、家庭や地域における男女平等意識の醸成と学習の機会の充実を図りました。

また、「男の料理教室」については、独居の高齢者や共働き世帯の増加に伴い、 男性が家事を行う機会が増えていることから、今後も継続して事業を実施してい きます。

平成28年度 男の料理教室 開催状況

| EZ /\ | | | 公民館 | <u>X</u> | | ∧= 1 |
|-------|-----|-----|------|----------|------|-------------|
| 区分 | 内海 | 御荘 | 城辺 | 一本松 | 西海 | 合計 |
| 実施回数 | 0 回 | 0 回 | 2 回 | 2 回 | 1 回 | 5 回 |
| 参加人数 | 0人 | 0人 | 36 人 | 31 人 | 10 人 | 77 人 |

基本目標2 男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり

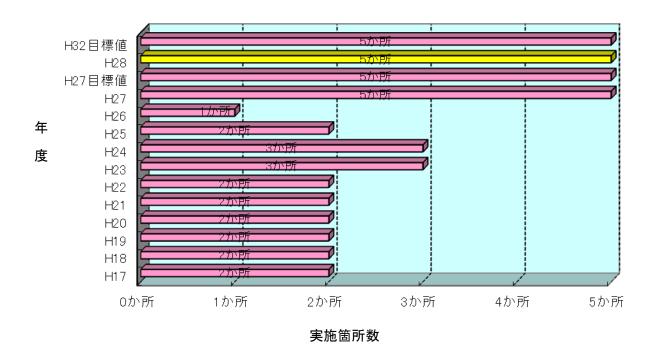
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに仕事と家事、子育てや介護などの家庭生活、また、ボランティア 活動や地域活動などへの参画を通じて、あらゆる場面において活躍できることは、 男女共同参画社会の基本的な考え方です。

育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正など、男女の仕事と生活の調和を図るための法整備も進んでいますが、子育てや家事・介護などについては、主に女性が担っているという現状にあります。

仕事と家庭生活との両立に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、労働時間の短縮、多様な働き方への支援など、様々な施策に取り組むことが必要です。今後も引き続き、子育て支援の拡充をはじめ、介護支援の充実など、あらゆる側面からワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。

延長保育の実施箇所数



(2) 働く場における男女共同参画の推進

人口減少、少子高齢化などの影響により、若い世代の就労者が減少する近年の 労働市場において、より一層の女性の労働力が求められていますが、女性の働き 方は結婚や妊娠・出産などライフステージの転機によって影響を受けます。その ような中、女性自身にも就労意欲が高まり、再就職や男性の多かった職場への進 出など、女性の就労に対するニーズも多様化しています。

しかし、育児・介護休業制度などの整備が進んでいるにも関わらず、出産や育児等による再就職や、待遇の面では依然として男女間の格差がみられます。

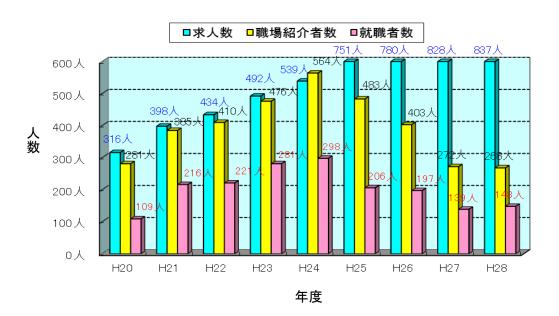
労働の分野において、男女平等を実現していくためには、男女の均等な機会と 待遇の確保や、女性の就労継続、再就職などに対する支援や、ライフステージに 応じた多様な働き方を選択できるよう、新たな就労形態や環境についての整備・ 支援が課題です。

本町においては、「就職支援センター」が窓口となり、町内事業所に対し、男女の均等な雇用の機会と待遇の確保や女性の就労支援などに関する情報提供を 今後も継続して実施していきます。

| | | • | 37 - 17 17 17 17 | _ | |
|-----|------|--------|------------------|-------|--------|
| 年度 | 求人数 | 職場紹介者数 | 就職者数 | 就職率 | 求職相談件数 |
| H20 | 316人 | 281人 | 109人 | 38.8% | 3,584件 |
| H21 | 398人 | 385人 | 216人 | 56.1% | 4,567件 |
| H22 | 434人 | 410人 | 221人 | 53.9% | 3,905件 |
| H23 | 492人 | 476人 | 281人 | 59.0% | 3,454件 |
| H24 | 539人 | 564人 | 298人 | 52.8% | 3,147件 |
| H25 | 751人 | 483人 | 206人 | 42.7% | 3,079件 |
| H26 | 780人 | 403人 | 197人 | 48.9% | 2,595件 |
| H27 | 828人 | 272人 | 139人 | 51.1% | 2,018件 |
| H28 | 837人 | 268人 | 148人 | 55.2% | 2,206件 |

求人 • 就職状況

[※]愛南町就職支援センター調べ



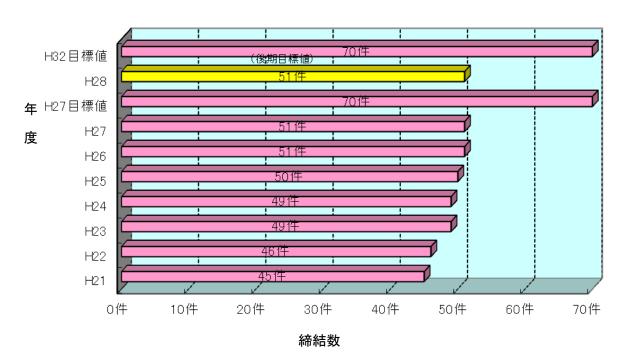
^{※「}就職率」=「職場紹介者数」÷「就職者数」

農林水産業において女性の果たす役割の重要性に照らし、農業委員や農協の役員など、地域の生産・生活に関する方針決定の場への女性の参画を進めるなどして、女性が快適に働くための労働条件の確保や就業環境の整備・改善を図っていくことが重要です。

また、これらの産業に従事する女性たちの労働が適正に評価され、その労働に 見合った報酬を得ることや、男女ともに経営に参画することができる社会の形成 が求められています。

本町では、家族経営などにおいて、労働に見合った報酬による女性の経済的地位の向上や快適な就業環境の改善・整備が図られるよう、家族の話し合いに基づく家族経営協定などの利用を引き続き推進していきます。

農家の家族経営協定締結数



(3) 政策や方針決定過程への女性の参画推進

社会のあらゆる分野に、男女がともに参画できる環境をつくり、新たな視点や発想を取り入れながら様々な人材の能力を活用していくことは、活力ある社会や経済を創造していくためにも必要です。

本計画の中では、「審議会等における女性委員の割合」の目標を 40.0%に掲げ、 女性委員のいない審議会等の解消を目指し、その推進に努めました。

平成21年12月に制定した「愛南町住民参画推進条例」においても、委員会等の男女の構成比率について掲げ、積極的に女性の登用を図ってきました。

審議会等における委員の公募枠の確保と適正な男女構成比の維持ができるよう、引き続き積極的な女性委員の登用を図っていきます。

平成28年4月1日現在、審議会・委員会等における委員総数705人のうち、 女性委員は213人で、女性委員比率は30.2%となっています。

審議会等における女性の参画状況

(各年4月1日現在)

| 年度 区分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 目標値 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 委員総数(人) | 458 | 516 | 713 | 736 | 685 | 803 | 796 | 541 | 525 | 705 | 705 | |
| 女性委員数(人) | 117 | 120 | 166 | 176 | 203 | 222 | 213 | 134 | 159 | 213 | 213 | |
| 女性委員比率 | 25.5% | 23.3% | 23.3% | 23.9% | 29.6% | 27.6% | 26.8% | 24.8% | 30.3% | 30.2% | 30.2% | 40.0% |
| 審議会等数 | 24 | 27 | 46 | 49 | 52 | 61 | 61 | 44 | 73 | 56 | 56 | |
| 女性委員のいる審 議会等数 | 22 | 25 | 39 | 39 | 42 | 49 | 50 | 29 | 47 | 48 | 48 | |
| 女性委員のいる審 議会等の比率 | 91.7% | 92.6% | 84.8% | 79.6% | 80.8% | 80.3% | 82.0% | 65.9% | 64.4% | 85.7% | 85.7% | |

※出典:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

愛南町役場女性職員の役付職員(係長以上)と一般職員への登用状況は、平成28年4月1日現在、役付職員230人のうち、女性は72人で比率は31.3%となりました。なお、一般職員全体で、女性の比率は34.0%です。

愛南町役場女性職員の登用状況

| 区分 | | 一般職員 | (人) | | | | | | |
|--------|-----|------|----------|-----|----|------|----------|-------|----------|
| | | 3t # | 性(人) | | | うち役付 | 職員(人 |) | |
| | | 758 | 注(人) | | | うち女' | 性役付聙 | 战員(人) | |
| 年度 | | | 女性 比率 | | | 課長 | 課長 補佐 | 係長 | 女性 比率 |
| 平成18年度 | 622 | 274 | 44.1% | 285 | 85 | 7 | 13 | 65 | 29.8% |
| 平成19年度 | 583 | 255 | 43.7% | 268 | 84 | 5 | 11 | 68 | 31.3% |
| 平成20年度 | 552 | 242 | 43.8% | 242 | 76 | 5 | 16 | 55 | 31.4% |
| 平成21年度 | 536 | 225 | 42.0% | 239 | 66 | 4 | 13 | 49 | 27.6% |
| 平成22年度 | 520 | 223 | 42.9% | 231 | 73 | 6 | 13 | 54 | 31.6% |
| 平成23年度 | 504 | 211 | 41.9% | 240 | 77 | 5 | 14 | 58 | 32.1% |
| 平成24年度 | 483 | 201 | 41.6% | 231 | 77 | 5 | 18 | 54 | 33.3% |
| 平成25年度 | 402 | 135 | 33.6% | 221 | 71 | 7 | 24 | 40 | 32.1% |
| 平成26年度 | 397 | 134 | 33.8% | 233 | 78 | 7 | 31 | 40 | 33.5% |
| 平成27年度 | 393 | 135 | 34.4% | 233 | 76 | 6 | 32 | 38 | 32.6% |
| 平成28年度 | 385 | 131 | 34.0% | 230 | 72 | 7 | 31 | 34 | 31.3% |

※出典:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」 ※一般職員数は、平成25年度から技能労務職を除く。

基本目標3 男女がともに安心して暮らせる社会づくり

(1) 生涯にわたる男女の健康づくり

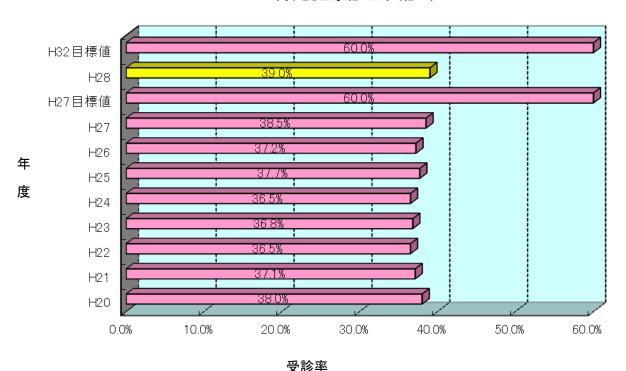
男女がお互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を築く上での前提といえます。

1人ひとりが自らの健康を管理しなければならないという意識の高揚のために、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等それぞれのライフステージに対応した健康診断や相談体制を整えるとともに、正確な知識・情報を提供し、生涯にわたる健康の管理及び保持増進を支援しています。

本町における特定健康診査の受診割合は、平成 20 年の制度改正により受診率 が低迷しています。

特に、40歳代を中心とした若い世代の受診者が少ないため、今後は受診勧奨の 実施や健康教育や健康相談の内容を充実させ、高齢者への介護予防事業等も含め、 自己管理や予防の重要性の周知に継続的に取り組んでいきます。

特定健康診査受診率



※国の法定報告より

男女共同参画を推進するためのその他の取組

(1) 推進体制の充実

男女共同参画の施策分野は、行政のあらゆる分野に関わっています。全庁において男女共同参画に関する施策を推進するために、庁内関係部署との十分な連携を図りつつ、男女共同参画の意識啓発をはじめ、様々な取組みを推進しました。

(2)計画の進行管理

本計画に定めた取組状況を、定期的に点検し、各施策の進捗状況を管理することによって、取組の中で生じた課題の改善に努めました。

(3) 国・県・関係機関との連携

県内で開催された次の各種大会及び会議等へ積極的に参加し、国・県・関係機関の動向を的確に把握しながら、情報交換や連携を図り、後期計画の円滑な推進に役立てました。

- · 平成 28 年 5 月 31 日 市町男女共同参画担当者会議
- ・平成28年7月7日、14日、21日平成28年度地域エンパワーメントカレッジ(愛南会場)
- ・平成28年11月29日男女共同参画推進南予地域ミーティング

また、最近増加傾向にある配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、略してDV)を中心に、女性からの相談全般に応じるため、相談窓口を設置し、特に悪質なケースについては、県、警察署等と連携して、指導や処置にあたっています。

20. 生涯にわたる健康づくり

21. 健康対策の充実

| 第1 | 次(後期)計 | 画の体系 | | 第2次計画の体系 | • | | 順調 | ほぼ順調 | 横ばい | 不調 | | 88 /Z -M |
|-------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|----------------------------------|--|------------------------------|--------------------------------|----|------|-----|----|----------------|--------------------------------|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | 具体的な取組 | 0 | 0 | Δ | × | - 回答課 | 関係課 |
| 1 男女の人権尊重 | ③メディアにお ける女性の人 権尊重 | (1)メディアにおける 人権尊重への配慮 | [1]男女がともに認め合う社会づくり | 【1】男女平等の 視点に立った人権 の尊重 | | 情報を主体的に読み解く力、自ら発信する能力の育成支援 | 0 | 0 | 2 | C | 学校教育課 生涯学習課 | 総務課 保健福祉課 学校教育課 生涯学習課 |
| 尊重 | ける女性の人 権尊重 | ける男女共同参画の 視点に立った表現の 促進 | め合う社会づくり | 視点に立った人権 の尊重 | 視点に立った広報等 表現の促進 | | 0 | 1 | 0 | C | 総務課 | 総務課 |
| 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | 制度や慣行についての配慮 | 視点に立った制度・ 慣行の見直し | め合う社会づくり | 画への理解促進と 意識の浸透 | の見直しの推進 | 男女共同参画に関する情報の収集・提供 | 0 | 1 | 0 | C | 企画財政課 | 企画財政課 |
| 2 男女共同参 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | 制度や慣行に | 関する啓発・広報活動の推進 | め合う社会づくり | 画への理解促進と 意識の浸透 | の推進 | 啓発·広報活動の推進と社会制度・ 慣行の見直し | 0 | 0 | 1 | C | 企画財政課 | 企画財政課 |
| 2 男女共同参 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | 推進する教育・ | (1)学校等における 男女平等の教育の推 進 | [1]男女がともに認め合う社会づくり | 【3】学びの場に おける男女共同参 画の推進 | 5. 学校等における 男女平等の教育の推 進 | 学校教育全体を通した指導の充実 | 0 | 0 | 1 | C | 学校教育課 | 学校教育課 |
| 2 男女共同参 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | 推進する教育・ | (1)学校等における 男女平等の教育の推 進 | [1]男女がともに認め合う社会づくり | | 5. 学校等における 男女平等の教育の推 進 | 教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進 | 0 | 0 | 1 | C | 学校教育課 | 学校教育課 生涯学習課 |
| | 推進する教育・学習の充実 | る男女平等の教育・ 学習の推進 | め合う社会づくり | おける男女共同参画の推進 | の提供 | 男女共同参画に関する講演会等の実施 | 0 | 1 | 1 | C | 企画財政課 生涯学習課 | 企画財政課 |
| 2 男女共同参 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | 推進する教育・ | (2)家庭、地域における男女平等の教育・ 学習の推進 | | 【3】学びの場に おける男女共同参 画の推進 | | 家庭、地域における男女平等意識 の醸成と学習機会の充実 | 0 | 0 | 2 | С | 保健福祉課生涯学習課 | →保健福祉課 生涯学習課 |
| おける活動と他 | の男女共同参 | 女共同参画の促進 | [2]男女がともにい きいきと活躍できる 社会づくり | 【4】ワーク・ラ イフ・バランス (仕事と生活の調 和)の推進 | る男女共同参画の推 | 男女平等の理念に基づく、個人·家庭を尊重する意識の啓発 | 0 | 0 | 1 | C | 生涯学習課 | 生涯学習課 |

| 第1 | 次(後期)計 | 画の体系 | | 第2次計画の体系 | • | 具体的な取組 | 順調 | ほぼ順調 | 横ばい | 不調 | 回答課 | 関係課 |
|------------------------------|--------------|-------------------------|------------------------------|--|-----------------|----------------------------|----|------|-----|----|------------|--------------------------------|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | サー 具体的な取組 | 0 | 0 | Δ | × | 一 凹合踩 | |
| 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 | 介護等の両立 | (1)育児休業·介護 休業の制度等の普及 | [2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり | 【4】ワーク・ラ イフ・バランス (仕事と生活の調 和)の推進 | 8. 子育て・介護支援等の充実 | 職業生活と家庭生活が両立できる 支援体制の整備 | 0 | 1 | 0 | C | 商工観光課 | 総務課 企画財政課 商工観光課 |
| 4 家庭生活に おける活動と他 の活動の両立 | 介護等の両立 | (2)子育てにやさしい 環境の整備 | [2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり | | | 子育で支援体制の整備 | 0 | 1 | 1 | C | 保健福祉課生涯学習課 | |
| おける活動と他の活動の両立 | 介護等の両立 支援 | 環境の整備 | きいきと活躍できる 社会づくり | イフ・バランス (仕事と生活の調 和)の推進 | | | 1 | 0 | 0 | (| 保健福祉課 | 企画財政課 町民課 保健福祉課 生涯学習課 |
| 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 | 介護等の両立 | (2)子育でにやさしい環境の整備 | [2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり | 【4】ワーク・ラ イフ・バランス (仕事と生活の調 和)の推進 | 8.子育て・介護支援等の充実 | 放課後待機児童対策の充実 | 1 | 0 | 0 | C | 生涯学習課保健福祉課 | |
| | 安心して暮らせ | (2)介護·介護予防 支援体制の充実 | [2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり | 【4】ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進 | 8. 子育て・介護支援等の充実 | 高齢者介護サービスの充実 | 0 | 1 | 0 | C |)高齢者支援課 | 高齢者支援課 |
| 5 働く場における男女共同参画の推進 | | 援の推進 | きいきと活躍できる 社会づくり | イフ・バランス (仕事と生活の調 和)の推進 | 9. 多様な働き方への条件整備 | 新しい働き方の情報提供及び普及 促進 | 0 | 0 | 1 | (|)商工観光課 | |
| 5 働く場における男女共同参画の推進 | | | [2]男女がともにいきいきと活躍できる 社会づくり | | | 起業支援等雇用以外の就業環境の 整備 | 0 | 0 | 0 | 1 | 商工観光課 | 商工観光課 |

| 第1 | 次(後期)計 | 画の体系 | | 第2次計画の体系 | • | F 4 55 5 50 60 | 順調 | ほぼ順調 | 横ばい | 不調 | 口体部 | 88 /7 -m |
|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------------------|----------------------------------|--|----|------|-----|----|--|--|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | 具体的な取組 | 0 | 0 | Δ | × | - 回答課 | 関係課 |
| 5 働く場における男女共同参画の推進 | ⑫働く場における男女の均等 な機会と待遇 の確保 | (1)男女の均等な雇 用の機会と待遇の確 保 | [2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり | 【5】働く場にお ける男女共同参画 の推進 | 10. 就労の場におけ る男女共同参画の推 進 | 男女雇用機会均等法の周知・徹底 | 0 | 1 | 1 | (| 企画財政課 商工観光課 | 総務課 企画財政課 商工観光課 |
| 5 働く場における男女共同参画の推進 | ②働く場における男女の均等な機会と待遇の確保 | (2)雇用の継続を図るための環境整備 | きいきと活躍できる | | 10. 就労の場におけ る男女共同参画の推 進 | 女性の就労継続支援 | 0 | 0 | 1 | (|)商工観光課 | 商工観光課 |
| 5 働く場における男女共同参画の推進 | ②働く場における男女の均等な機会と待遇の確保 | (2)雇用の継続を図 るための環境整備 | きいきと活躍できる | | 10. 就労の場におけ る男女共同参画の推 進 | 女性の再チャレンジ支援 | 0 | 1 | 0 | (|)商工観光課 | 一问土既儿杯 |
| | らゆる暴力の根絶 | 認識の徹底と相談体制の充実 | きいきと活躍できる 社会づくり | ける男女共同参画 の推進 | る男女共同参画の推 進 | | 0 | 0 | 1 | (|)学校教育課 | 総務課 企画財政課 商工観視社決課 高学校教育課 生涯学習課 |
| 5 働く場における男女共同参画の推進 | ⑭農山漁村に おける男女共 同参画の確立 | | きいきと活躍できる | | 11. 農林水産業における男女共同参画の確立 | 各種団体における女性委員の参画 促進 | 1 | 1 | 0 | (|) 農業委員会 水産課 | 農林課 |
| 5 働く場における男女共同参画の推進 | ④農山漁村に おける男女共 同参画の確立 | (2)女性の経営参画への促進 | きいきと活躍できる | 【5】働く場における男女共同参画の推進 | 11. 農林水産業における男女共同参画の確立 | 農林水産業の従事者や関係団体への意識啓発 農林水産業での女性の地位確立と 活動しやすい環境づくり | 0 | 1 | 1 | (|) 農林課 | 水産課 |
| 3 政策·方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | ⑥町の政策・方 針決定過程へ の女性の参画 拡大 | (1)町の審議会等委 員への女性登用の促 進 | きいきと活躍できる | 決定過程への女性 | 12. 政策・方針決定 過程における女性参 画の推進 | あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進 | 1 | 2 | 5 | (| 総企町民健計學 課課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 | 総務課 |

| 第1 | 次(後期)計 | 画の体系 | | 第2次計画の体系 | • | 具体的な取組 | 順調 | ほぼ順調 | 横ばい | 不調 | 回答課 | 関係課 |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|----------|----------------------------------|-----------------------------|----|------|-----|----|------------|-------------------------|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | 共体的な取組 | 0 | 0 | Δ | × | - 凹合味 | 美 徐誄 |
| 3 政策·方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | ⑥町の政策・方 針決定過程へ の女性の参画 拡大 | (2)管理監督者への 女性職員の登用促進 | [2]男女がともにいきいきと活躍できる 社会づくり | 決定過程への女性 | 12. 政策・方針決定 過程における女性参 画の推進 | 町女性職員の管理職への登用促進 等 | 0 | 0 | 1 | C | 総務課 | 総務課 |
| 決定過程への女性の参画拡 | ⑦地域・職場の 方針決定過程 への女性の参 画拡大 | | きいきと活躍できる | | | 女性の能力発揮の機会拡大に向け 積極的取組の実施 | 0 | 0 | 1 | C | 商工観光課 | 総務課 企画財政課 商工観光課 |
| 3 政策・方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | ⑦地域・職場の 方針決定過程 への女性の参 画拡大 | | きいきと活躍できる | | | 女性地域リーダーの発掘と育成 | 0 | 1 | 0 | C | 企画財政課 | 企画財政課 |
| 3 政策・方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | ⑦地域・職場の 方針決定過程 への女性の参 画拡大 | | きいきと活躍できる | | | 女性の能力開発にむけた学習の場 の提供 | 0 | 1 | 0 | С | 保健福祉課 | 企画財政課 保健福祉課 生涯学習課 |
| 決定過程への | ⑧地域社会での男女共同参画の促進 | (1)男女共同参画の 視点に立った町民と 行政の協働の推進 | [2]男女がともにいきいきと活躍できる 社会づくり | おける男女共同参 | 14. 男女共同参画の 視点に立った地域活 動の推進 | 男女共同参画の視点に立った地域 活動への支援 | 0 | 1 | 1 | C | 保健福祉課生涯学習課 | 保健福祉課生涯学習課 |

| 第1 | 次(後期)計 | 画の体系 | | 第2次計画の体系 | \{ | 具体的な取組 | 順調 | ほぼ順調 | 横ばい | 不調 | - 回答課 | 関係課 |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------|--------------------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|----|------|-----|----|-----------------------------------|--|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | 具体的な取組 | 0 | 0 | Δ | × | - 凹合床 | 美 徐禄 |
| 3 政策・方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | ⑧地域社会での男女共同参画の促進 | 動への女性の参画の | [2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり | 【7】地域活動に おける男女共同参 画の推進 | 15. 様々な分野への 女性の地域活動参画 の推進 | まちづくり分野での女性の参画推進 | 0 | 0 | 1 | 0 | 企画財政課 | |
| | | | | | 15. 様々な分野への 女性の地域活動参画 の推進 | 観光分野での女性の参画推進 | 0 | 0 | 1 | 0 | 商工観光課 | |
| | | | | | 15. 様々な分野への 女性の地域活動参画 の推進 | 防災分野での女性の参画推進 | 0 | 0 | 1 | 0 | 防災対策課 | 企画財政課 商工観光課 防災対策課 環境衛生課 |
| | | | [2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり | 【7】地域活動に おける男女共同参 画の推進 | 15. 様々な分野への 女性の地域活動参画 の推進 | 環境分野での女性の参画推進と環 境保全活動への参画支援 | 0 | 1 | 0 | 0 | 環境衛生課 | |
| 1 男女の人権 の尊重 | らゆる暴力の根 | 暴力に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実 | 心して暮らせる社 会づくり | 力を根絶するまち づくり | 根絶 | 人権を侵害する暴力防止についての 広報・啓発 | 0 | 1 | 3 | 0 | 企画財政課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課 | 企画財政課 保健福主支援課 高齢者支援課 学校教育課 生涯学習課 |
| の尊重 | らゆる暴力の根絶 | による暴力に対する | [3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり | | | 配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立 | 0 | 1 | 2 | 0 | 企画財政課 町民課 保健福祉課 | 企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課 |
| 1 男女の人権 の尊重 | ①男女間のあらゆる暴力の根 絶 | | | | 17. 安心できる相 談・支援体制の充実 | 被害者の保護・自立支援 | 0 | 0 | 2 | 0 | 企画財政課 保健福祉課 | 企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課 |

| 第1 | 次(後期)計 | 画の体系 | | 第2次計画の体系 | • | 具体的な取組 | 順調 | ほぼ順調 | 横ばい | 不調 | 回答課 | 関係課 |
|------------------------------|----------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------------|---------------------|-----------------------------------|-------|--------|--------|-------|-----------------|--------------------------|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | 共体的な取組 | 0 | 0 | Δ | × | 凹合珠 | |
| 4 家庭生活に おける活動と他 の活動の両立 | 安心して暮らせ | (1)高齢者や障害者 等の支援の充実 | 心して暮らせる社 会づくり | 合う福祉環境づく り | への支援 | 高齢者の介護予防・生活支援の充実 | 0 | 1 | 0 | 0 | 高齢者支援課 | |
| | | | [3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり | 合う福祉環境づく り | への支援 | 高齢者の生きがい活動支援の充実 | 0 | 0 | 2 | 0 | 高齢者支援課 生涯学習課 | 保健福祉課高齢者支援課 |
| | | | | 合う福祉環境づく り | | | 0 | 0 | 1 | 0 | 高齡者支援課 | |
| おける活動と他の活動の両立 | 介護等の両立 支援 | 環境の整備 | 心して暮らせる社 会づくり | 合う福祉環境づく り | | 様々な困難に直面している人への支援 | 0 | 1 | 1 | 0 | 保健福祉課町民課 | 町民課 |
| | 男女の健康と | 康の管理・保持増進 | [3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり | 【10】生涯にわた る男女の健康づく り | 20. 生涯にわたる健 康づくり | 全てのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進 | 0 | 1 | 1 | 0 | 保健福祉課高齢者支援課 | 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課 |
| 尊重 | ②生涯を通じた 男女の健康と 生活の支援 | | | 【10】生涯にわた る男女の健康づく り | 21. 健康対策の充実 | 性と生殖に関する健康について学習 機会の充実と相談体制の整備 | 0 | 0 | 3 | 0 | 保健福祉課 学校教育課 | 保健福祉課学校教育課 |
| =1 | | | | | | | 4 | 21 | 41 | 1 | | |
| 計 | | | | | | | 5.97% | 31.34% | 61.19% | 1.49% | | |

| 第 | 1次(後期)計画 | 画の体系 | | 第2次計画の体 | ĸ | a | 体的な取組 | 施策の方向に関連する数値目標 | 取組 | 1状況 | 課題·評価等 | 平成29年度以降の計画 | 回答課 | 関係課 |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------------|--|---|---|---|---|---|-------|----------------|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | 14 的 4 取 租 | 肥東のカーリー 関連する数値目標 | 第1次(後期)計画 (平成27年度) | 平成28年度 | 課題:評価等 | 平成29年度以降の計画 | 凹合課 | 美 |
| 1 男女の人権 尊重 | 男女の人権 ③メディアにお ける女性の人 権尊重 | (1)メディアにおける 人権尊重への配慮 | | 【1】男女平等 の視点に立った 人権の尊重 | | 情報を主体的に読み解く力、自ら発 信する能力の育成支援 | ○情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力 向上のための支援 ○耳にい人権を譲を持つための学習機会の提 供 ○人権問題や男女共同参画意識に関するメディ ア・リテラシーの向上支援 ○学校・公民部等からの有害情報の排除 | _ | 権・同和教育指導者養成講座 を開催しました。 | 室と連携し、PTA活動・人権・ 同和教育を推進しました。人権・同和教育指導者養成講座 を開催しました。 | | 室と連携し、PTA活動・人権・ 同和教育を推進します。人権・ 同和教育指導者養成講座を開催します。 | 学校教育課 | 総務課保健福祉課学校教育課 |
| | | | | | | | ○人権 同和教育指導者育成講座を開催するなど、人権・同和教育の推進 | | 活動支援のほか、人権啓発室や公民館で人権研修を実施し | | ■参加者が固定化されがちで す。 | ■人権・同和教育による啓発を 図りながら、女性団体等の活動 支援を行います。 | 生涯学習課 | 生涯学習課 |
| 寻重 | ける女性の人 権尊重 | ける男女共同参画の 視点に立った表現の 促進 | に認め合う社会づくり | | 画の視点に立っ た広報等表現の 促進 | の調査研究の実施 | ○男女共同参画の視点に立った表現の調査研 発及び前の広報やホームページ、刊行物等の力 化ライン設定 ○町の広報や刊行物等において性差別につな がらない適切を現の推進。 ○町の広報、刊行物作成時等に女性職員の視 点を生かす。 | _ | ■文章の内容について、不適 切な表現になっていないか校 正の段階で複数の者がチェック しました。 | | ■チェック体制が機能しており、 適切な表現を保持しています。 ○ | | 総務課 | 総務課 |
| 2 男女共同 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | 制度や慣行に | (1)男女共同参画の 視点に立った制度・ 慣行の見直し | に認め合う社会 | 【2】男女共同 参画への理解促 進と意識の浸透 | 行の見直しの推 | 男女共同参画に関する情報の収集・提供 | ○男女平等の債行や社会通念の実態把機に努 めるとともに、町内の男女共同参画に関する取能 や活動状況などこいての調査及び結果の公表 に努める。 ○国や県などが行う事業、関連データや資料な どについての情報提供。 | l l | ■本町における男女共同参画 社会の形成、又は女性に関す る施策の推進状況について調 査し、県に報告しました。 | 社会の形成、又は女性に関す | ■審議会等における女性雇用 率など、詳細なデータを毎年県 〜報告しています。今後も、より 正確なデーク提供等で、本町 の男女大門参画社会づくりの推 進状況を把握できるよう努めま す。 | づくりの推進状況を調査し、庁 内での取組状況や課題、計画 の推進状況等の把握に努めま | 企画財政課 | 企画財政課 |
| 2 男女共同金 画に関する意 識の音及と教 育の推進 | 制度や慣行に | (2)男女共同参画に 関する啓発・広報活 動の推進 | に認め合う社会 | 【2】男女共同 参画への理解促 進と意識の浸透 | 4. 啓発・広報 活動の推進 | 審条・広報活動の推進と社会制度・ 債行の見直し | ○男女共同参画に関するセミナーや講演会、研 参会等の開催、男女共同参画についての理解 促進と意識の浸きを図る。 0「ジェンダー仕会的、文化的につらられた性 別)の相点の定義についてのわかりやすい広 例、啓急活動に努める。 の 住民や事業者に対し、男女共同参画の妨げと なる社会制度や開大の見違うことについて、呼 ばかけを行うととは、男女平等態度の浸透を図 もたい。男女平等態度の浸透を図 もため、根、容免活動の推進。 〇男性や岩本層を対象とした性別による固定的 な役割分担意識を解するための広報・啓発活動の充実に努みる。 | _ | ■公民鎮等に、啓発ポスター等を掲示して、DVについて周知 しました。 | | ■審議会等における女性雇用 事な必と。指統なデータを母は果へ 報告しています。今後は、の のデータの公表等により作って の男女共同参画推進計画の周 対活動に活かしていきます。 △ | | 企画財政課 | 企画財政課 |
| 2 男女共同8 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | 推進する教育・ | (1)学校等における 男女平等の教育の推 進 | [1]男女がとも に認め合う社会 づくり | 【3】学びの場 における男女共 同参画の推進 | ける男女平等の | 学校教育全体を通した指導の充実 | ○男女共同参画の規念に立ち、児童生徒の心 身の発達段階に以上学園の条族性を図る。 ○性別によらない、児童生徒の個性や特性に 反じた進路指導の実施 ○家庭科指導等の方実を図るととも、教科、道 後、特別活動、総合的な字型の時間等を活用 た体験的な男女平等に関する教育の推進。 ○ズアンティアなど勤労体験学習等の充実に努 める。 | - | ■学習指導要領、愛媛県教育 基本方針「互いの人権を尊重 する教育の推進・児童生徒の 健全育成」に基づき実施しました。 | する教育の推進と児童生徒の | ■学習指導要領、愛媛県教育 方針に基づき実施しています。 △ | | 学校教育課 | 学校教育課 |
| 2 男女共同 ⁸ 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | 推進する教育・ | (1)学校等における 男女平等の教育の推 進 | に認め合う社会 | 【3】学びの場 における男女共 同参画の推進 | ける男女平等の | 教育関係者の男女共同参画に関す る理解の促進 | ○男女共同参画に対する正しい理解の浸透を 図ったか、教育関係者等に対する研修等の実施 ・ク無調を発を実施 ・分割を開きずな。 ・対象にある。 ・対象にある。 ・グアドス音動を通じた男女共同参画に関する始 強会等を実施 ・グアドス音動を通じた男女共同参画に関する始 強会等の支援。 | 位が平等になっていると思う人 の割合 ・平成22年度:10.1%(現状 値) | | 資質・能力の向上と学校組織 | ■愛媛県教育方針(教職員の 資質・能力の向上」の中で教職 員研修の光表を図っています。 △ | 資質・能力の向上と学校組織 | 学校教育課 | 学校教育課 生涯学習課 |

| 第1 | 次(後期)計画 | 画の体系 | | 第2次計画の体 | 系 | | | | | 1状況 | | - 調(日保達成済) Oはは順調 | | | |
|-------------------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|---|---------------------|--------------------------------|---|--|--|--|---|--|--|------------|-----------------------|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | 具 . | 体的な取組 | 施策の方向に関連する数値目標 | 第1次(後期)計画 (平成27年度) | 平成28年度 | İ | 課題·評価等 | 平成29年度以降の計画 | 回答課 | 関係課 |
| 2 男女共同参 画に関する意 識の普及と教 育の推進 | ⑤男女平等を 推進する教育・ 学習の充実 | (2)家庭、地域における男女平等の教育・学習の推進 | [1]男女がとも に認め合う社会 づくり | 【3】学びの場における男女共同参画の推進 | 6. 多様な学習 機会の提供 | 男女共同参画に関する講演会等の実施 | ○男女共同参画に対する理解を深めるための町 民を対象とした講演会等の実施 ○特に男性や若年層が参加しやすい形での講 演会等の実施に向け、開催時間帯や曜日などに 配慮する。 | | ■今年度は特に実施ありません。 ■女性団体メンバーが町内外 | ■えひめ女性財団と協力し、平成28年度地域エンパワーメント カレッジを開催しました。3日間 行われ、88人の参加がありました。 ■女性団体メンバーが町内外 | 0 | ■引き続き、男女共同参画への理解を深めるための講演会等を積極的に開催するように努めます。 ■より多くの住民が社会貢献活 | 女共同参画に関する講演会を 適宜実施します。 ■今後も住民に対する啓発を | 企画財政課 | |
| | | | | | | | | _ | での講演会に参加できるように支援しました。 | での譲渡会に参加できるように 支援しました。 | | 動等の先進事例等に触れる機 会が必要です。 | 継続します。 | 生涯学習課 | 企画財政課 |
| 画に関する意 | 推進する教育・ | (2)家庭、地域における男女平等の教育・学習の推進 | [1]男女がとも に認め合う社会 づくり | 【3】学びの場における男女共同参画の推進 | 6. 多様な学習 機会の提供 | 家庭、地域における男女平等意識 の醸成と学習機会の充実 | ○家庭における固定的な役割分担にとらわれない意識の譲放を図るとともに、男女がともに家事 育児・介護等実施の責任を担ことについての広 報・啓見に努める。 ○公民館での関係等を利用した、「男の料理数 至1の開催など、男女共同参画に対する意識を 高める学習機会の充実に努める。 ○地域ごとやリゲループでの、男女共同参画に | | ■H24年度から「両親学級」 H25年度から「かるがも通信」事業は中止し、訪問等の保健指導で実施しました。 | H25年度から「かるがも通信」事 | | ■赤ちゃん訪問時アンケートで は育児に協力する父親の割合 は84.3%でした。 | ■訪問や保健指導等で情報提供を実施します。 | 保健福祉課 | 保健福祉課生涯学習課 |
| | | | | | | | ○地域ごとかいグループでの、男女共同参画に ついての勉強を解に対する資料・図書の整備、 何男女共同参画に関する資料・図書の整備、 情報提供等による学習支援に努める。 | - | ■各地の公民館で「男の料理 教室」と開催し、男性が家事な との家族的負担を担うことがで きるよう目指しました。 | ■各地の公民館で男の料理 教室」を開催し、男性が家事な どの家族的負担を担こことがで きるよう目指しました。 | | ■自立しようとする高齢者の意 識が高く、料理することを前向 きに捉え、参加してくれていま す。 | ■基本的な料理の仕方など気 軽に学べる軟室 プリを今後も 行います。 | 生涯学習課 | |
| おける活動と他の活動の両立 | の男女共同参画の促進 | 女共同参画の促進 | にいきいきと活 躍できる社会づ くり | ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | おける男女共同参画の推進 | 男女平等の理念に基づく、個人・家庭を尊重する意識の啓発 | ○家庭において、固定的な役割分担にとられない意識で认のための答名活動の推進。 ①仕事を生活の課報(ワーク・フイフ・マランス)の 浸透と、意識づくりのための答名活動の推進。 ○育光・豪華・方徳に携わる男性・の背報提供 や、男性同士の情報交換・交流の場の提供。 | - | て、男性が家事に積極的に参 画できるよう、男性の料理教室 を開催しました。 | 地域の女性グループと連携して、男性が家事に積極的に参 面できるよう、男性の料理教室 を開催しました。 | Δ | ■自立しようとする高齢者の意 識が高く、料理することを前向 きに捉え、参加してくれています。 ま年層が参加できる工夫 が必要です。 | ■誰もが生活的自立ができる よう、今後も教室を実施しま す。 | 生涯学習課 | 生涯学習課 |
| 4 家庭生活に おける活動と他 の活動の両立 | ⑩仕事と育児・ 介護等の両立 支援 | (1)育児休業·介護 休業の制度等の普及 | [2]男女がとも にいきいきと活 躍できる社会づ くり | 【4】ワーク・ ライフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8. 子育て・介護支援等の充実 | 職業生活と家庭生活が両立できる 支援体制の整備 | 南里快業・介護休業の創業等の書をは め、男女がもも、他等ながら青児や介護に取り組 が、男女がもも、他等ながら青児や介護に取り組 は、一般できる条件や環境ラブリ、支援体制の整 備等について、事業所に働きかける。 | 東は外で働き、妻は家庭を 守るべきの為の「夫は仕事」 「妻は家庭」という考え方)に「そ う思かない」と回答した人の 新倉 ・平成22年度:52.9%(現状 値) ・平成27年度:70.0%(目標 値) ・平成32年度:80.0%(目標 値) | 単数要支援センターを通じて町 中の事業所に対し、安心して女 性が働ける職場作りを啓発しま した。 | 単数限支援センターを通じて町 内の事業所に対し、安心して女 性が働ける職場作りを啓発しま した。 | 0 | 車求人受付の際に事業所への 容保活動を行っておりまた。 既係機関と連携して支援整備 参の情報提供等を行っていま す。 | ■今後も継続して実施します。 | 商工観光課 | 総務課 企画財政課 商工観光課 |
| 4 家庭生活に おける活動と他 の活動の両立 | ⑩仕事と育児・ 介護等の両立 支援 | (2)子育てにやさしい 環境の整備 | にいきいきと活 | 【4】ワーク・ ライフ・バラン ス(仕事と生活 の調和)の推進 | 護支援等の充実 | 子育て支援体制の整備 | ○地域子育て支援拠点事業をはじめ、地域社会全体で子育でをサポードできる体制"ベリニ努 会全体で子育でをサポードできる体制"ベリニ努 めるとともに、あいな人子育で応援ゲループ機関 誌などによる、子育てに関する情報を収集、提供 する。 〇ポランティアネットワークの構築をはじめとする、 子育て支援体制の整備。 | - | ■地域子育で支援拠点事業: 3か所 | 3か所 | 0 | ■地域の子育て家庭の相談指導、子育で情報の提供等、育 児支援基盤の形成が図られて おり、子育で親子の相談の場・ つどいの場となり不安等が緩和 されています。 | 努めます。 | 保健福祉課 | |
| | | | | | | | | _ | ■あいなん子育で応援グルー ブ機関誌による情報を提供しま した。 | ■あいなん子育で応援グルー ブ機関誌による情報を提供しま した。 | | ■年間3回機関誌を発行し、情報提供しました。 | ■今後も発行を継続するととも に、内容の充実を目指します。 | 生涯学習課 | |
| おける活動と他 | ⑩仕事と育児・ 介護等の両立 支援 | (2)子育てにやさしい 環境の整備 | にいきいきと活 | 【4】ワーク・ ライフ・バラン ス(仕事と生活 の調和)の推進 | 8. 子育て・介 護支援等の充実 | 保育体制の整備 | ○多様化する保育ニーズを把握し、保育体制の 充実を図る。 | ■延長保育の実施箇所教 -平成2年度:3箇所(現状値) -平成27年度:5箇所(日報 -平成32年度:5箇所(日報値) -平成32年度:5箇所[日禄値] | | ■延長保育:5か所 ■一時保育:1か所 | | ■保育所の競廃合の進捗状況 や地域の需要を勘索しながら、 段階的に実施を育所及がサー ビス内容を検討し、希望に沿う 保育サービスがほぼできまし た。 | がら、制度周知に努め、必要な | 保健福祉課 | 企画財政課町民課祉課任報告習課生運学習課 |
| 4 家庭生活に おける活動と他 の活動の両立 | ⑩仕事と育児・ 介護等の両立 支援 | (2)子育でにやさしい 環境の整備 | | 【4】ワーク・ ライフ・バラン ス(仕事と生活 の調和)の推進 | | 放課後待機児童対策の充実 | ○放課後待機児童に関する町民のニーズの把 選に努めるととは、放課後待機児童の受入れ 体制の整備を図る。 | - | ■平成27年4月1日時点の入 会では8名の待機児童が出ましたが、その後、退会児童が出ましたが、その後、退会児童が出た 児童クラブにおいては待機児童 の受け入れを行う等して、待機 児童数5名まで減少させました。 | ■待機児童なく受け入れ出来 ています。 | | ■現場との情報共有、学校等 との連携を図りながら運営する ことができました。 | ■引き続き待機児童なしを目指します。 | 生涯学習課保健福祉課 | |

| | ### (WHE) = 1 = - 11 = | | | | | | | | | ◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 | △横ばい ×不調 | | |
|---|--|--------------------------|--|--------------------------------|--|---|--|--|---|---|--|--------|---|
| 第1次(後期)計 | | | 第2次計画の体 | | 具: | 体的な取組 | 施策の方向に関連する数値目標 | -0112 | 状況 | 課題·評価等 | 平成29年度以降の計画 | 回答課 | 関係課 |
| 主要課題 重点目標 4 家庭生活に ①高齢者等が おける活動と他 安心して暮らせ の活動の両立 る条件の整備 | 施策の方向 (2)介護・介護予防 支援体制の充実 | 罐できる社会つ | 基本施策 【4】ワーク・ ライフ・バラン ス(仕事と生活 の調和)の推進 | 施策の方向 8.子育て・介 護支援等の充実 | 高齢者介護サービスの充実 | ○介護・保健施設等との連携を図りながら介護 保険制度の円滑な運営を図る。 ○認知症サポーター養成講座の実施 ○男女の連い記憶上に優摩や介護・介護予防 対策の推進。 ○家族介護者の負担軽減を図るための体制整 備。 | - | 第1次(後期)計画 (平成27年度) ■認知症サポーター養成講座 では、233人のサポータを養成 しました。 ■生活介護支援サポーター養 放議座では、各地区での活動 報告・情報を換を行い29人の 参加を得ました。 | 平成28年度 ■認知症サポーター養成講座 では、5団体・91人のサポータ を養成しました。 | ■認知室について、いろいろな 職域団体、学校関係等に幅広 〈周知し、理解や支援につなげ ていく必要があります。 | ■受講について積極的に地域 住民をはとめ、関係機関や商 長、学技関係等し働きかけや 啓発を行いながら今後も解析して実施します。 で実施します。 で実施します。 は、積極的な活動ができる人 有関につながるようフォローしま す。 | 高齢者支援課 | 高齢者支援課 |
| 5 働く場におけ 3多様な働き る男女共同参 画の推進 備 | (1)新たな就業形態 やニーズに応じた支 接の推進 | にいきいきと活 躍できる社会づ くり | ライフ・バラン ス(仕事と生活 の調和)の推進 | への条件整備 | 促進 | ○事業所に対して、在宅勤務、ワークシェアリン グ等。多様な就業影態に関する情報提供や導 入を呼びかける。 ○パートタイム労働法、労働者派遣法等の周 知。 | _ | ■就職支援センターを通じて情報提供しています。 | ■就職支援センターを通じて情報提供しています。 | ■就職支援センターで扱って いる情報提供内容に該当する ものが少ない状況です。 | ■今後も継続して実施します。 | 商工観光課 | |
| 5 働く場におけ ③多様な働き る男女共同参 画の推進 備 | (1)新たな就業形態 やニーズに応じた支援の推進 | 躍できる社会づ | 【4】ワーク・ ライフ・バラン ス(仕事と生活 の調和)の推進 | ・・ツ木丁正畑 | 起業支援等雇用以外の就業環境の 整備 | ○起素や事業経営に関する情報提供や、知識 の習得等への支援 | - | ■愛南町や関係機関の支援制 度を周知し、起業・創業等の啓 発を行っています。 | ■愛南町や関係機関の支援制度を周知し、起業・創業等の啓発を行っています。 | ■起業化支援制度への応募は ありませんでした。 × | ■今後も継続して実施します。 | 商工観光課 | 商工観光課 |
| 5 働く場における男女共同参画の推進 ②働く場における男女共同参画の推進 の確保 | 用の機会と待遇の確 | | おける男女共同 | | 男女雇用機会均等法の周知・徹底 | ○様々な媒体や機会を通じて、男女雇用機会 均等法の周知・普及を図る。 ○事業所等に対し、採用や待遇面での男女差 解消に向けた啓発。 | | ■ポスター等を支所や公民館 で掲示し、周知活動を実施しま した。 | で掲示し、周知活動を実施しました。 | ■周知活動は毎年行えている ものの、一方的な情報発信で | ■今後も引き続き周知活動を 実施します。 | 企画財政課 | 総発護 |
| | | | | | | | _ | ■就職支援センターを通じて 町内事業所に対し、雇用機会 均等法の意義等、女性が安心 して働ける職場づくりを周知しま した。 | 均等法の意義等、女性が安心 | ■求人の際の性別不問を徹底 し、性別による就業機会の不平 等がないように警念。また、労 働に関する悩み相談の窓口配 会のパンプの設置などを行い、 処遇改善への啓発を行った。 | ■今後も継続して実施します。 | 商工観光課 | 企画財政課商工観光課 |
| 5 働く場におけ る男女共同参 画の推進 ②働く場におけ る男女の均等 な機会と待遇 の確保 | (2)雇用の継続を図るための環境整備 | | おける男女共同 | | 女性の就労継続支援 | ○女性が職場においても母性を保護、尊重され、働きながらでも安心して出産できるよう、母性健康管理の条件整備を事業所等に働きかける。 | - | ■就職支援センターを通じて、 働きかけをしています。 | ■就職支援センターを通じて、 働きかけをしています。 | ■事業所の対応状況がうまく把握できない状況があります。 | ■今後も継続して働きかけを実施します。 | 商工観光課 | 商工観光課 |
| 5 働く場におけ ②働く場における男女共同参 画の推進 る男女の均等な機会と待遇 の確保 | るための環境整備 | にいきいきと活 躍できる社会づ くり | おける男女共同 参画の推進 | 参画の推進 | 女性の再チャレンジ支援 | ○就職支援センター等関係機関の協力を得て、 子育でや介護等で一時仕事を中断した女性の 再就職(女性の再チャレンジ)のための情報収集 と提供に努める。 ○再就職希望者の知識・技術習得、職業訓練 に対する支援 | - | た、再就職等の支援を目的としたPC教室を開催しました。 | 係機関の協力を得て、再就職 に関する情報提供を図り、また、再就職等の支援を目的としたPC教室を開催しました。 | ミスマッチにより、厳しい雇用環境が続いております。 | | 商工観光課 | - 尚工観元課 |
| 1 男女の人権 の尊重 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | (2)配偶者等からの 暴力に対する社会的 認識の徹底と相談体 制の充実 | ルハキハキレ 汗 | おける男女共同 | 10. 就労の場に おける男女共同 参画の推進 | 多様なハラスメントの防止・救済に向 けた環境の整備 | ○セグシュアル・ハラスメントに関し、就業規則で の規制や相談窓口の設置など、雇用管理上の 事業主の配置義務について開知・密各を図る。 ○職場のセグシュアル・ハラスメントや、パワー・ハ ラスメントを表核に防止するための容法部の促進。 ○町職員に対するセグシュアル・ハラスメントや、 パワー・ハラスメント防止についての研修会の実 施 | - | ■各種現職教育研修会でセク シャルハラスメントやパワーハラ スメントの防止の指導啓発を行 いました。 | シャルハラスメントやパワーハラ | ■愛媛県教育委員会からの指 導の周知等を実施しています。 △ | ■各種現職教育研修会において、メンタルヘルス等の研修を 取り上げます。 | 学校教育課 | 総企商保証。 総企商保証。 総合工程 を の工程 を の工程 を の工程 を の工程 を の工程 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を |
| 5 働く場におけ 臼 農山漁村に る男女共同参 画の推進 同参画の確立 | (1)方針決定の場へ の女性参画の推進 | | おける男女共同 | 11. 農林水産業 における男女共 同参画の確立 | 各種団体における女性委員の参画 促進 | ○農協や漁協など、関係団体における役員や委 員、また組合員としての女性の参画推進のため の広報・啓発 | ■農業委員会に占める女性の 割合 ・平成22年度:18.5%(現状値) ・平成27年度:18.5%(現状値) ・平成32年度:30.0%[目標 値] ※平成27年度までは農業委員 会委員は選挙によって決定される場合があったため、目標値 | ■農業委員に占める女性の割合:18.5% | ■農業委員に占める女性の割合:18.5% | ■現状を継続していくことが必要です。 | ■現状を維持します。 | 農業委員会 | |
| | | | | | | | は設定していない。 | ■愛南漁協女性部会に対する 活動支援を県・漁協と連携して 実施しました。 | ■愛南漁協女性部会に対する 活動支援を県・漁協と連携して 実施しています。 | ■行政・漁協の協力のもと女性の独立した水産業の振興を実施しています。南の「ましょ、教育」の音及活動にも、積極的 に参加しています。特性で、起業化の学習支援も行っています。 | ■引き続き活動を支援します。 | 水産課 | |
| 5 像く場におけ (支農山漁村に 6男女共同参 園の推進 関のを選集 | | | おける男女共同 | 11. 農林水産業 における男女共 同参画の確立 | 農林水産業の従事者や関係団体へ の意識哲発 最林水産業での女性の地位確立と 活動しやすい環境づくり | ○固定的な性別役割分担意識と、それに基づく 習慣しさたが改めたため啓発 の家族経営協定に関する容及と縁結。 ○女性の認定最素を創御に向けた支援。 ○女性の認定最素を活かたた農林企業のの次産業 化支援、またグリーンツーリズム、ブルーツーリズ ムへの取組の支援。 | 一 ■農家の家族経営協定締結 数 ・平成22年度:46件(現坑億) ・平成27年度:70件[周標億] ・平成23年度:70件[日標億] | ■農家の家族経営協定締結 数 :51件 ■女性の認定農業者数:2人 ■グリーンツーリズムは、農林 | れ体制の確立と人材育成の推 進を図る各種研修事業を実施 | ■鑑定等について開知を図り、 建立参画への条件整備を行う か要がかます。 が表がられます。 無林漁家民語に呼られる。 ・一般新たに農林漁家民語開業者 の部別起しを行う必要があります。 | ■現状を維持します。 ■グリーンソーリズムを継続実施します。 | 農林課 | 農林課水産課 |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 9 | 第1次(後期)計画 | 画の体系 | | 第2次計画の体 | | | | | 野郷 | 1状況 | ◎順酬(目標達成済) ○はは順酬 | | | |
|--------------------------------|--|---------------------------|---------|-------------------------------|---------|----|--|--|--|--|---|--|--------|-----|
| 主要課題 | | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | 具(| 本的な取組 | 施策の方向に関連する数値目標 | | 平成28年度 | 課題·評価等 | 平成29年度以降の計画 | 回答課 | 関係課 |
| 3 政策・方向 決定過程へ 女性の参画 大 | 日の町の政策を入り対決の連絡を入りが大きな、本本のの政権を入りが大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、 | (1)町の審議会等委員への女性登用の促進 進 | にいきいきと活 | 【6】政策や方 針決定過程への 女性の参画推進 | 決定過程におけ | | ○各種書議会等における委員や、町職員の管理職など政策決定の場上がいて、数値目務を学 理職など政策決定の場上がいて、数値目務を学 がたテイナップション(積極的な管理)。 の時候かし受益を対し、対して、数値の の時候がしたが、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して | ・平成22年度:29.6%(現状値) ・平成27年度:40.0%[目標値] ・平成27年度:40.0%[目標値] 30.1%(現状値) ・平成32年度:40.0%[目標値] | 平成27年度 ■審議会等における女性委員 の割合 ・平成27年4月:30.0% ■夢南町住民参画推進条例 | ・平成28年4月:33.5% ■愛南町住民参画推進条例 第10条の規定により、委員の2 割以上を公募による委員とする こと、及び男女の構成比率をそ れぞれ3割以上とすることとし、 | 9%、女性委員の割合:33.5% 女性委員の割合は目標数値に 達しましたが、公募による委員 の割合は目標数値を下回り、低 | ます。引き続き、委員会の委員の公募枠の確保と適正な男女 | 総務課 | |
| | | | | | | | | | ■行政評価委員会、各地域審 議会、入札監視委員会等 | ■行政評価委員会、各地域審 議会、入札監視委員会 総数65人中女性27人 (41.5%) | ■企画財政課管轄内における 審議会等の女性登用率は、目標値に達しており順調です。 ② | ■引き続き積極的な女性委員 の登用を図ります。 | 企画財政課 | |
| | | | | | | | | | ■国保運営協議会委員 ・平成27年4月:9人中1人 (11.1%) | ■国保運営協議会委員 -平成28年5月:9人中1人 (11.1%) | ■関係機関等(公益代表3人、 保険医代表3人、被保険者代 表3人)からの選出のため、女 性の登用が難しいです。 | ■関係機関等から選出しているため、女性委員の登用が難しいですが、引き続き、積極的な 女性委員の登用を図ります。 | | |
| | | | | | | | | | | | Δ | | 町民課 | 総務課 |
| | | | | | | | | | ■健康づくり推進懇話会 | ■健康づくり推進懇話会 10人中5人(50.0%) | ■女性委員を登用しています。 | ■引き続き積極的な女性委員 の登用を図ります。 | 保健福祉課 | |
| | | | | | | | | | ■地域包括支援センター運営 協議会:10人中4人(40.0%) ■地域包括支援ネットワーク懇 話会:10人中6人(60.0%) ■老人ホーム入所判定委員 | ■地域包括支援ネットワーク懇話会:10人中6人(60.0%) ■老人ホーム入所判定委員会:5人中2人(40.0%) ■介護保険法運営協議会:10 | ■積極的な女性委員の登用を 図りました。 ○ | ■引き続き積極的な女性委員 の登用を図ります。 | 高齢者支援課 | |
| | | | | | | | | | 平成27年度 ■環境審議会委員:15人中4 人(26.7%) | 平成28年度 ■環境審議会委員:14人中3 人(21.4%) | ■委員の構成が、学識経験を 有する者、町内の団体代表 者、町内事業者の代表者で組 織されているため、女性がその 役職に就かないと登用は難しい です。 | 的に審議をするため、学識経験 者や一般公募の枠から女性委 | 環境衛生課 | |
| | | | | | | | | | 人(78.9%) ■結核対策委員会:7人中4人 (57.1%) ■特別支援連携協議会:33人 中20人(60.6%) ■学校絵舎ヤンター運営懇託 | (71.4%) ■特別支援連携協議会:34人 中23人(67.6%) | ます。 | ■審議会等の特色に応じ、パラ ンスの良い登用に取り組みま す。 | 学校教育課 | |
| | | | | | | | | | 平成27年度 ■文化財保護審議会:7人中1 人(14.3%) | 平成28年度 ■文化財保護審議会:7人中1 人(14.3%) | ■取扱っている内容が専門的 なためか、女性委員が少ないで す。 | ■引き続き積極的な女性委員 の登用を図ります。 | 生涯学習課 | |

| 笛 | 次(後期)計画 | 画の体系 | | 第2次計画の体 | <u> </u> | | | | TV 紛 | 1状況 | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|--|--------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--|---|---|--|--|---|--------|----------------------------------|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | 具。 | 体的な取組 | 施策の方向に関連する数値目標 | 第1次(後期)計画 | 平成28年度 | 課題·評価等 | 平成29年度以降の計画 | 回答課 | 関係課 |
| 3 政策·方針 決定過程への | ⑥町の政策·方 | (2)管理監督者への 女性職員の登用促 進 | [2]男女がともにいきいきと活 | | 12. 政策・方針 決定過程におけ | 町女性職員の管理職への登用促進 等 | ○経験や能力の実証に基づき、能力のある女性 職員について、管理・監督する立場への積極的 な登用に努めるとともに、野職員の配置と登用に 対けを批判に、予めるの場の解消に一努める。 ○男女平等な研修機会の提供。 | _ | (平成27年度) 平成27年度 ■女性管理職:0人 | 平成28年度 ■女性管理職:1人 | ■女性管理職の登用は28年 度は1名行っています。 | ■今後も積極的に能力の高い 女性職員の登用を図ります。 | 総務課 | 総務課 |
| 3 政策・方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | 方針決定過程 | への女性参画の働き かけ | にいきいきと活 | 【6】政策や方 針決定過程への 女性の参画推進 | 13. 女性人材の 育成と情報提供 の充実 | 女性の能力発揮のための機会拡大 に向けた積極的取組 | ○事業者等に対し、男女の格差を改善するため 方策についての情報提供。 ○事業所等に対し、女性の採用拡大、職域拡大、管理機型用等の能力発揮の機会拡大を制 うりまる、同参加・講像的に取出む事業者等 の紹介や表彰等を行い、書類の機成に努める。 ○女性団体等、男女共同等細に関する学習 機会の提供等を通じた活動支援。 | _ | において女性の採用拡大に努 めるとともに、男女や年齢による | ■求職及び就職状況等の調査 において女性の採用拡大に努 めるともに、男女や年齢による 格差の改善に努めました。 | ミスマッチにより 厳しい雇用環 | ■今後も継続して実施します。 | 商工観光課 | 総務課企画財政課商工観光課 |
| 3 政策・方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | ⑦地域・職場の 方針決定過程 への女性の参 画拡大 | と情報の収集・提供 | にいきいきと活 | 【6】政策や方 針決定過程への 女性の参画推進 | 育成と情報提供 | 女性地域リーダーの発掘と育成 | ○まちづくり、観光分野で活躍する人材の発掘及 び女性の地域リーダーの育成。 ○様々な分野の政策や方針決定過程におい て、女性の参画が進むよう、女性団体等の連携 を働きかける。 | _ | ■女性エンパワーメントカレッジ 等の周知活動を実施しました。 | ■女性エンパワーメントカレッジ 等の周知活動を実施しました。 また、えひめ女性財団と協力し 平成28年度地域エンパワーメ り行われ、38人の参加がありま | ■周知活動及び研修会を開催しました。 | ■引き続き周知活動等を実施 します。 | 企画財政課 | 企画財政課 |
| 3 政策・方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | 方針決定過程 | と情報の収集・提供 | にいきいきと活 | 【6】政策や方 針決定過程への 女性の参画推進 | 育成と情報提供 | 女性の能力開発にむけた学習の場 の提供 | ○女性の能力開発を図るための講座、学習の機 会等に関する情報を広報やホームページ等を活 用して提供する。 ○女性リーダー同士の情報交換、学習会に対す る支援 | - | ■広報や健康カレンダーに業 務内容を掲載しています。 | ■広報や健康カレンダーに業 務内容を掲載しています。 | ■広報や健康カレンダーは活用されています。 ○ | ■今後も継続して実施します。 | 保健福祉課 | 企画財政課 保健福祉課 生涯学習課 |
| | ⑧地域社会での男女共同参画の促進 | (1)男女共同参画の 視点に立った町民と 行政の協働の推進 | にいきいきと活 | 【7】地域活動 における男女共 同参画の推進 | 14. 男女共同参 画の視点に立っ た地域活動の推 進 | 男女共同参画の視点に立った地域 活動への支援 | ○性別や年齢に限わらず、誰もが積極的に参加 できるボランティア活動の充実を図るととは、誰 もがその能力が充分に発揮できるよう、ボラン ティアネットワーケの構築を目指す。 ○自主的な活動を行う各種団体との連携を強化 し、行政との個級を推進する。 ○地区組職員の自主的活動の支援をはしめ、地 区組職員のメットワーケズ()。各種地域団体の、 | _ | 支所(地域)での学習会の充実 を図りました。 ■地域防災活動、地域文化の | ■地域防災活動、地域文化の | が中心となり、自主活動に繋がった地域もあります。 「四端人会は、地域活動を推進 | ■ 身近な地域での活動に繋がるよう継続して支援を行います。 ■ 今後も継続して実施します。 | 保健福祉課 | 保健福祉課 生涯学習課 |
| | | | | | | | 活動を支援する。 | | 支出しました。 | 推進している「連合婦人会」の 活動を支援するため、補助金を 支出しました。 | | | 生涯学習課 | |
| 3 政策・方針 決定過程への 女性の参画拡 大 | の男女共同参 | で (2)地域の様々な活 動への女性の参画の 推進 | にいきいきと活 | 【7】地域活動 における男女共 同参画の推進 | への女性の地域 | まちづくり分野での女性の参画推進 | ○まちづくりを担う地域リーダー育成のための研修等の支援 | _ | ■女性エンパワーメントカレッジ・リーダー養成セミナー等の 周知活動を実施しました。 | ■女性エンパワーメントカレッジ、リーダー養成セミナー等の 周知活動を実施しました。 | ■周知活動のみに終わり、実際の活動まで到っていない場合が多いです。 | ■引き続き周知活動を実施します。 | 企画財政課 | |
| | | | [2]男女がとも にいきいきと活 躍できる社会づ くり | 【7】地域活動 における男女共 同参画の推進 | 15. 様々な分野 への女性の地域 活動参画の推進 | 観光分野での女性の参画推進 | ○地域の観光資源掘り起こしや、観光関連商品・サービス開発に際しての女性参画の推進。 | - | ■懇話会メンバーとして、本町 における商工観光業振興につ いて積極的に取り組んでいま す。 | ■懇話会メンバーとして、本町 における商工観光業振興につ いて積極的に取り組んでいま す。 | ■積極的に意見を提案してい ただけています。 | ■今後も積極的に意見を取り 入れていく方向で取り組みま す。 | 商工観光課 | - |
| | | | にいきいきと活 | 【7】地域活動 における男女共 同参画の推進 | への女性の地域 | 防災分野での女性の参画推進 | ○男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画の策定 た地域防災計画の策定 ○月防団等防災分野への女性の参画拡大を図 るとともに、男女ともに参加しやすい訓練・研修の 実施。 | _ | 平成27年度 ■各種団体において、防災訓練、研修会を実施しました。 60組織 4,767人 参加率47% 防災士資格を89名取得(内女性21名) | 平成28年度 ■各種団体において、防災訓 線、研修会を実施しました。 45組織 2.789人 参加率47% 防災士資格を46人取得(内女 性6名) | ■訓練や研修には女性が多く 参加していますが、男女ともに 参加しやすい訓練・研修内容 が必要です。 | ■男女がともに参加しやすい防 災訓練・研修を実施します。ま た、男女共同参画に配慮した 地域防災計画の修正及び女性 の防災リーダーを育成していき ます。 | 防災対策課 | 企画財政課 商工観光課 防災対策課 環境衛生課 |
| | | | にいきいきと活 | 【7】地域活動 における男女共 同参画の推進 | への女性の地域 | 環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援 | ○環境保全活動を行う団体等への女性の参画 を支援するととは、環境保全活動を行う団体 と、行政、研究機関、№)等団体とのネットワーク の構築、連携を支援する。 の環境問題に関する情報提供や、勉強会等へ の支援。 ○環境問題に関する小規模な譲済会を企画し、 女性の参加率向上に努める。 | - | 平成27年度 ■エコスクールの開催なし | 平成28年度 ■小中学生を中心とした環境 学習会開催(今後エコスクー ルは開催しない) | ■環境問題は幅が広くテーマも 多岐にわたることから、本事業 は27年度より、これまで続けて きた環境学習会に一本化し、 環境問題全般にわたる啓免・ 改善に取り組むことにしました。 | ■小中学生を対象に、環境学 習会を随時開催していきます。 | 環境衛生課 | - |
| 1 男女の人権 の尊重 | ①男女間のあ らゆる暴力の根 絶 | (2)配偶者等からの 暴力に対する社会的 認識の徹底と相談体 制の充実 | [3]男女がとも に安心して暮ら せる社会づくり | 【8】あらゆる 暴力を根絶する まちづくり | 16. あらゆる暴 カの根絶 | 人権を侵害する暴力防止について の広報・啓発 | ○町の広報やホームページ等を通じた暴力防止 についての啓発。 ○教育委員会、学校等と連携した、児童・生徒 を対象とする暴力防止についての意識啓発。 ○若年層を対象とする暴力防止についての啓 | 割合 ·平成22年度:66.4%(現状値) ·平成27年度:100.0%[目標 | 等を掲示して、DVについての周 知を実施しました。 | 等を掲示して、DVについての周 知を実施しました。 | の、一方的な情報の発信で終 △ わっている感が否めません。 | | 企画財政課 | |
| | | | | | | | 発。 〇人権の日、人権週間等の機会に、シンポジウムの開催等を通じた啓発。 | 85.2%(現状値) ・平成32年度:100.0%【目標 値】 | ■関連事業を活用して広報・ 啓発を実施しました。 | ■関連事業を活用して広報・ 啓発を実施しました。 | ■広報・啓発等を行う回数は 確保できているものの、情報の 発信が一方的なもので終わっ | | 保健福祉課 | 企画財政課 保健福祉課 |
| | | | | | | | | | を整えました。 | ■総合相談で相談を受け、 ケース会議等開き支援体制等 を整えました。 | ■緊急性を判断し、早期に対応することができました。 | 報活動を実施します。 | 高齢者支援課 | 高齢者支援課 学校教育課 生涯学習課 |
| | | | | | | | | | し、社会的弱者への認識を深 | ■公民館で人権・同和教育を 実施し、社会的弱者への認識 を深める学習活動を行いました。 | ■幅広い人権課題の中の一分野として女性の人権について触れました。特化した学習会までは行えていません。 | ■人権に関するテーマは多岐 にわたっています。人権・同和 問題学習会だけでなく、男女が 参加する教室などでも女性の 人権について学ぶ機会を取り 入れていきます。 | 生涯学習課 | |

| | | | | | | | | | | | ◎原酮(日禄廷庆府/ ○はは原酮 | | | |
|-------------------------------|--------|-------------------------------------|--------------------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|---|----------------------------------|--|--|---|--|--------|-----------------------|
| 第1次 | (後期)計画 | 画の体系 | | 第2次計画の体 | 系 | | (L 46 ± 75 47 | ### + # + 1 - 88 vt + 7 01 M T I | | 1状況 | 課題·評価等 | W-000 to 100 100 to 51 TE | | 関係課 |
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | - # | 体的な取組 | 施策の方向に関連する数値目標 | 第1次(後期)計画 (平成27年度) | 平成28年度 | 課題・評価寺 | 平成29年度以降の計画 | 回答課 | 関係課 |
| 1 男女の人権 ① ららららん | ゆる暴力の根 | (1)関係機関の連携 による暴力に対する 支援体制等の整備 | | 暴力を根絶する | 16. あらゆる暴 力の根絶 | 配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制 の確立 | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律」に基づ場や警察など関係機関と の連携強化。 ○関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等 にかかるアンストップ・サービスの構築を推進す る。 ○現場で被害者支援を行う相談員の質の向上。 | | ■被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、相談を実施しました。 | ■関係機関との連携を行い、 周知活動を行いました。 | ■相談代表窓口は当課である が、被害者の年代で担当課が 違うため、情報共有の必要であ り、相談内容が複数人に知られ ることになります。 | ■引き続き関係機関と連携し、 相談体制の整備を行います。 | 企画財政課 | |
| | | | | | | | 維持に向けた研修の促進 の様々な媒体や機会を通じて配偶者等からの 暴力防止・教漢のための制度等の周知。 | - | ■平成27年度は、住民基本台 帳事務における支援措置申 出、戸籍の開発の写し等の会 行禁止措置は2件でした。 | 帳事務における支援措置申 | ■潜在的な被害者の救済が必要です。即内に被害者を保護する施設がはいため支援措置が不十分です。 | 報誌等で制度の周知を図りま | 町民課 | 企画財政課町民課保健福祉課高齡者支援課 |
| | | | | | | | | _ | ■関係機関と連携して、個別 相談・訪問を実施しました。 | ■関係機関と連携して、個別 相談・訪問を実施しました。 | ■関係課の情報共有が必要で す。 | ■引続き関係機関と連携し、 相談体制の整備を行います。 | 保健福祉課 | - |
| 1 男女の人権 ①! の尊重 らば 絶 | ゆる暴力の根 | (1)関係機関の連携 による暴力に対する 支援体制等の整備 | [3]男女がとも に安心して暮ら せる社会づくり | 暴力を根絶する | 17. 安心できる 相談・支援体制 の充実 | 被害者の保護・自立支援 | ○県などの関係機関との連携による一時保護や 自立を支援する。 ○被害者等へのカウンセリング専門機関や、医 療機関に関する情報を提供する。 ○誰ちが、地域社会の中で安心して暮らすことが できるよう、地域での見守り体制の構築を目指 | _ | ■被害者の希望に応じて、関 係機関と連携し、支援を実施し ました。 | ■被害者の希望に応じて、関 係機関と連携し、支援を実施し ました。 | ■一時保護の対応をしても、その後の支援策がないため、金 銭的な余裕のない被害者は、 配偶者のところへ帰らざるを得ません。 | | 企画財政課 | 企画財政課 町民課 保健福祉課 |
| | | | | | | | す。 | _ | ■関係機関と連携して、支援を 実施しました。 | ■関係機関と連携して、支援を 実施しました。 | りませんが、町内の場合は福祉 △ 施設や災害時等緊急避難住 宅を活用して対応しています。 | | 保健福祉課 | 高齢者支援課 |
| 4 家庭生活に ⑪ おける活動と他 安山の活動の両立 る名 | 心して暮らせ | (1)高齢者や障害者 等の支援の充実 | [3]男女がとも に安心して暮ら せる社会づくり | え合う福祉環境 | 18. 高齢者や障がい者への支援 | 高齢者の介護予防・生活支援の充 実 | ○「乗申市高齢者保健福祉計劃 介護保険事業計画 / 正進火炎、高齢者組祉や介養保険に関する各種支援サービスを実施するとともに、介護予防事業や生活支援事業の充実を図る。 | _ | ■身体や環境上等の理由によりひとり暮らし高齢者等に緊急 通報システムを設置し、見守り | 活機能をチェックし、状態に合わせた介護予防事業を実施しました。 風久良老人クラブが友愛活動 【声かけや話相手など】を実施しました。 場体や環境上等の理由によりびとり暮らし高齢者等に緊急 | 法の変更により、新たな対象者 | ■町連老人クラブの総会や理事会を通じて、友愛活動の実 | 高齢者支援課 | |
| | | | に安心して暮ら | 【9】ともに支 え合う福祉環境 づくり | | 高齢者の生きがい活動支援の充実 | (五齢者の体力維持や閉じこも切抜止。また高 齢者の生きかいろびに向けて、社会福祉協議等 等限係機関と連携したボランティア活動や、公 施活動など社会活動に参加しやすい環境づくり に努める。 | | ■老人クラブ主催のカラオケ、 クロッケー及びグランドゴルフ大 会を通していたからだの健康づ くりに努めました。 ■地域の清掃活動を実施しま した。 | クロッケー及びグランドゴルフ大 会を通して心とからだの健康づ くりに努めました。 | ■新規の加入者が少ないで す。 | ■クロッケー大会、グランドゴル フ大会、カラオケ大会及び交流 事業を実施します。 | 高齢者支援課 | 保健福祉課高齢者支援課 |
| | | | | | | | | _ | ■公民館において、高齢者を 対象にした健康づくり教室や体 操教室を開催し、高齢者の生 きがいづくりを支援しました。 | 対象にした健康づくり教室や体 | ■健康に関する意識は高く、率 先して参加してくれていますが、 参加者の固定化は否めませ | | 生涯学習課 | • |
| | | | | 【9】ともに支え合う福祉環境 づくり | 18. 高齢者や障 碍者への支援 | 高齢者の就業支援 | ○シルバー人材センター等関係機関との連携を 図り、高齢者の就業環境の整備に努める。 | _ | ■シルバー人材センターへの 協力体制と指導等を実施しました。 | | ■センター登録者の加入促進 が必要です。 △ | ■シルバー人材センターの周 知を図ります。 | 高齢者支援課 | |

| 第 | 1次(後期)計画 | 画の体系 | | 第2次計画の体 | 系 | н | 体的な取組 | 旅策の方向に関連する数値目標 | 取組 | 目 状況 | 課題·評価等 | 平成29年度以降の計画 | 回答課 | 関係課 |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|---------|----------------------------|-----------------|-----------------------------------|---|---|--|---|--|---|--------|------------------------|
| 主要課題 | 重点目標 | 施策の方向 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | , | 144 日ソ '水 - 以 - 和上 | 応来 ツカ 川 に 関連 する 数値 日 得 | 第1次(後期)計画 (平成27年度) | 平成28年度 | 球題 計画寺 | 十,双29年及以降の計画 | 凹音跳 | 美 余 宋 宋 |
| 4 家庭生活に おける活動と他 の活動の両立 | り 介護等の両立 | (2)子育てにやさしい 環境の整備 | | 【9】ともに支 え合う福祉環境 づくり | 19. 生活福祉の 推進 | 様々な困難に直面している人への 支援 | ○男女別ニーズに配慮しながら、ひとり親家庭や 生活困窮世帯等への公的支援 ○ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困窮に関 する悩みの解決に向けて、相談窓口の充実・強 | _ | | ■小口資金貸付を実施しています。 | ■利用者は少ないが、緊急時 の対応もしています。 | ■今後も継続して実施します。 | 保健福祉課 | |
| | | | | | | | 化を図る。 〇生活因爵世帯等に対する職業能力開発のための支援や、経済的支援など、関係機関・団体等と連携して、自立に必要な支援を行う。 | | 平成27年度 ■ひと)親家庭医療費助成: 20,449千円(637人) | 平成28年度 ■ひとり観家庭医療費助成: 18,536千円(614人) | ■平成28年度は前年度に比べ、対象者 助成額とれに減少 となりました。今後とも広報や窓 口等において制度の周知を図 る必要があります。 | の経済的援助を行い、生活の 安定及び保護の向上を図りま | | |
| | | | | | | | | - | | | Δ | | 町民課 | 保健福祉課 |
| 1 男女の人権 尊重 | 男女の健康と | (1)生涯にわたる健 康の管理・保持増進 の支援 | に安心して暮ら | 【10】生涯にわ たる男女の健康 づくり | 20. 生涯にわたる健康づくり | 全てのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進 | 〇母子健康、特定健診やがん検診など様々な 機会を通じて、健康づい。食育活動などについて の知識の普及や啓発活動を行う。 〇安心して出産できるよう起機健診の充実を図 | 平成22年度:38.7%(現状値)平成27年度:60.0%[目標値] | ■特定健診、がん検診、健康 相談を継続実施しました。 ■子宮頸がん、別がんに加え、 大腸がんの予防・早期発見の | 相談を継続実施しました。 ■子宮頸がん、乳がんの早期 | ■特定健診の受診率は横ばいです。若い世代の受診者が少ないため継続して受診動奨を 実施します。 | ■特定健診、がん検診の受診 率向上のため、受診しやすい環境を整え、継続して受診勧奨を 実施します。 | | |
| | | | | | | | るとともに、妊娠・出産・育児等に関する相談や 指導など、妊娠・出産・開ルまける女性の健康支 接を行う。 〇成人期や高齢期等における健診や指導、相 該体制のさらなる充実に努めるとともに、思春期 青年期における健康に関する諮問題についての 支援を行うなと、ライフステージになりた健康女父 | ·平成32年度:60.0%[目標值] | ため、対象年齢の方に検診手 帳とクーポン券を発行し、受診 勧奨を実施しました。 | 検診手帳とクーポン券を発行 し、受診勧奨を実施しました。 | ■クーポン券利用率は低い状況です。 | | 保健福祉課 | 町民課 保健福祉課 高齢者支援課 |
| | | | | | | | いの歌起を推進する。 ・ 位 ・ 位 ・ 位 ・ 位 ・ 位 ・ 位 ・ 位 ・ 位 | | 等でも介護予防に関する普及 | 護予防教室を実施しました。 ■地域で開催されているサロン | ■通所型介護予防事業では、 参加者の多くに生活機能の改善が認められましたが、事業終 了後のセルフケアの継続が課 題となります。 | 地域での支え合いが生まれる よう、地域介護予防活動支援 | 高齡者支援課 | 高配 名文 拨踩 生涯学習課 |
| 1 男女の人権 尊重 | 型 ②生涯を通じた 男女の健康と 生活の支援 | (2)性と生殖に関す る健康対策の充実 | に安心して暮ら | 【10】生涯にわ たる男女の健康 づくり | | 性と生殖に関する健康について学習 機会の充実と相談体制の整備 | ○家庭·学校・地域等で、身体的、心理的、社 会的な"性"の問題について総合的に学習する 機会の不実と、相談体制の整備 ○家庭・学校と連携し、「親と子の性教育講座」 及び高校生と大人を対象とした「恩春期講座」の 実施。 | | を実施しました。 | ■高校生を対象に思春期講座 を実施しました。 | る機会となりました。 ■大人を対象とした教室は2年 ごと実施としており、H28年度に 実施しました。 | 施します。 | 保健福祉課 | |
| | | | | | | | ○愛媛県保健体育選門すべての教職員が取り組 さ性教育指導マニュアルー心と体の性教育のた めに一川に基づき、性と生殖に関する健康につい て学習機会の充実を図る。 | _ | | | | ■愛媛県保健体育課「すべて の教職員が取組む性教育指導 マニュアルー心と体のため に一」に基づき実施します。 | 学校教育課 | 保健福祉課 学校教育課 |
| | | | | | | | | | | ■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携 し、学習する企画の充実を図り、体制を整備しました。 | ■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、体制を整備しました。 | ■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携 し、学習する企画の充実を図り、継続して体制を整備します。 | | |
| L | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | |